

農業機械化分科会の審議事項について

1. 農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)の規定に基づき審議。

(1) 審議に当たっては、基本方針部会と検査部会において個別に審議し、部会の審議をもって分科会の議決として処理。

(2) 各部会の具体的審議事項は以下のとおり。

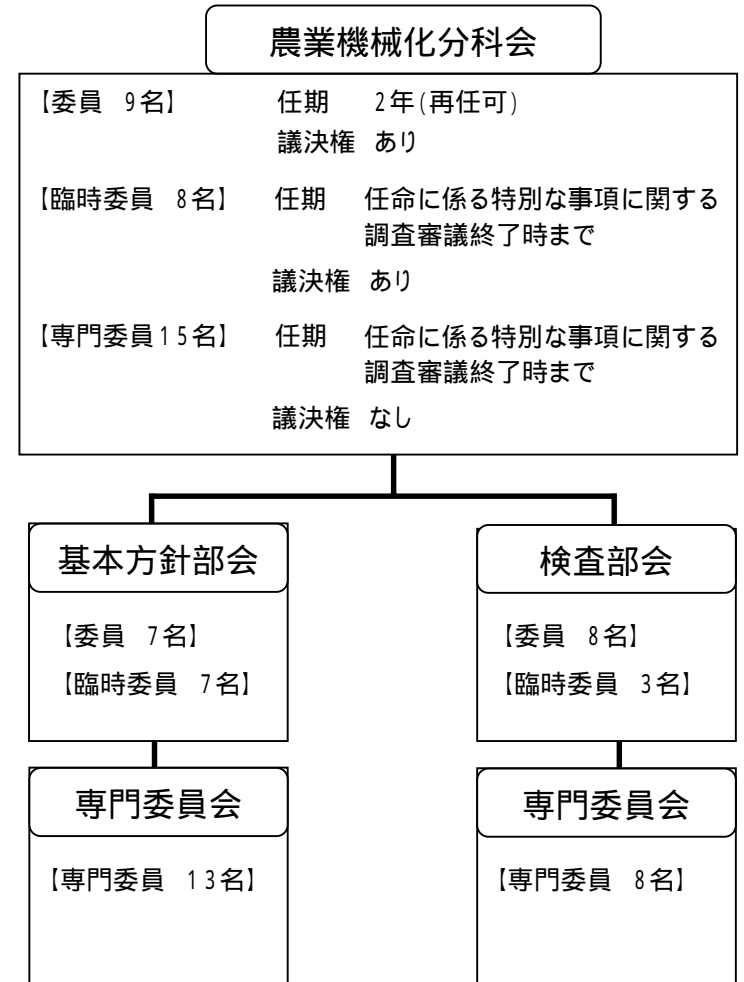
< 基本方針部会 >

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(別添参照)の制定又は変更に関する審議

< 検査部会 >

型式検査を行う農機具の種類、実施方法及び基準の制定(又は変更)並びに合格の取り消し等に関する審議

2. 今回の基本方針部会においては、基本方針に定められた事項のうち、「試験研究の対象とすべき高性能農業機械」の変更について審議する予定。



高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の概要

1 目的

農業機械化促進法に基づき農作業の効率化と労働負担の軽減に資する高性能農業機械等の開発・実用化を促進し、これを農業者が効果的に導入して農業経営の改善を図って行くための事項について定める。(農業資材審議会の意見を聴き、おおむね5年ごとに農業経営の動向に即した改定を行う。)

2 基本方針において定められている事項

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(研究機構)が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

- (1) 農業経営等の実情に応じた導入方式による計画的な導入の推進等
- (2) 一定の作業規模や操作に必要な技能者の確保等導入する者の備えるべき条件等
- (3) 導入にあたってのほ場条件、栽培管理条件及び関連機械施設条件等
- (4) その他、特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導、農作業の安全性の確保、流通体制の整備等に関すること

3 基本方針に基づき実施する施策

高性能農業機械等の開発に関する試験研究(法第16条第1項第1号及び第3号並びに第2項)

研究機構は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究を、農業機械メーカー等に委託し、又は当該メーカーと共同して行う。

研究機構による高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資(法第5条の5から第5条の8まで及び第16条第1項第2号)

研究機構は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画について、農林水産大臣の認定を受けた者に対し、当該事業の実施に必要な資金を出資する。

都道府県による導入計画の策定(法第5条の3)

都道府県知事は、特定高性能農業機械につき、その種類ごとに、基本方針に即し、都道府県における特定高性能農業機械の導入に関する計画を定めることができる。

高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の近年の改正経緯（高性能農業機械開発部分）

区分	第10回	第10回（一部改正）	第10回（一部改正）	第11回
公表年月日	平成10年7月29日	平成12年10月20日	平成13年12月12日	平成15年7月17日
開発課題機種について	<p>(1) 機械化一貫体系の確立等に資する機械 レタス収穫機 軟弱野菜調製装置 長ねぎ調製装置 等 計 14 機種</p> <p>(2) 環境保全型農業の推進に資する機械 農用車兩用作業ナビゲーター ほ場内簡易土壌分析装置 土壌サンプリング装置 等 計 9 機種</p> <p>(3) 中山間地域の農業の労働負担の軽減等に資する機械 傾斜地果樹用管理ビークル 傾斜地果樹用多目的モノレール 中山間地域対応自脱型コンバイン 等 計 4 機種</p> <p>合計 27 機種</p>	<p>(1) 機械化一貫体系の確立等に資する機械 高精度水稻たん水直播機 密植式田植機 2 機種削除</p> <p>(2) 環境保全型農業の推進に資する機械 高精度固液分離装置 品質管理型たい肥自動混合・かくはん機 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置 3 機種追加</p> <p>合計 28 機種 (追加3機種、削除2機種)</p>	<p>(1) 機械化一貫体系の確立等に資する機械 追従型野菜運搬車 1 機種追加</p> <p>合計 29 機種 (追加1機種)</p>	<p>(1) 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置 追従型野菜運搬車 汎用型飼料収穫機 等 計 5 機種</p> <p>(2) 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械 生体情報測定コンバイン 牛体情報モニタリングシステム 乳頭清拭装置 計 3 機種</p> <p>(3) 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械 環境保全型汎用薬液散布装置 いも類の収穫前茎葉処理機 せん定枝粉碎搬出機 等 計 6 機種</p> <p>合計 14 機種</p>
備考	<p>基本方針の5年毎の改定</p> <p>1. 第2次緊プロ事業の開始に伴う開発対象高性能農業機械の大幅見直し</p> <p>2. 第2次緊プロ事業の開始に伴う試験研究の目標の変更</p> <p>3. 外部評価の実施等研究開発評価を充実</p>	<p>上記開発課題機種の追加・削除</p>	<p>上記開発課題機種の追加</p>	<p>基本方針の5年毎の改定</p> <p>1. 第3次緊プロ事業の開始に伴う開発対象高性能農業機械の大幅見直し</p> <p>2. 第3次緊プロ事業の開始に伴う試験研究の目標の変更</p>

(参考1) 農業機械化促進法の枠組み

農業機械化促進法

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」の策定

農機具等の開発

農機具等の製造

性能等のチェック

農家が使用

試験研究

実用化の促進

検査の実施

適切な導入促進

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構が行う業務の規定

農機具の改良に
関する試験研究及
び調査

農業機械化適応
農業資材（粒状有
機肥料等）の開発
に関する試験研究
及び調査

高性能農業機械
実用化促進事業
（部品の共通化の
ための金型の作成
等）の実施に必要
な資金の出資

試験研究及び調
査に係る成果の普
及

型式検査の実施等

農機具の鑑定

都道府県による
導入計画の策定

農業経営（利用
規模等）や地域の
実情に応じた効果
的かつ計画的な導
入の推進

農業生産力の増進と農業経営の改善

(参考2)

基本方針と食料・農業・農村基本計画等との関係及び位置付け

農政全体の計画

食料・農業・農村基本計画(平成17年3月閣議決定)

食料・農業・農村基本法の基本理念や施策の基本方向を具体化し、実現するための計画。

農業機械を含む農業技術については、国内農業の食料供給力の重要な要素であり、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及を図ることとしている。

〔研究・技術開発の展望については環境、食の安全等の政策課題と作目ごとに今後10年間の主要な技術開発の達成目標を記載。(農業機械関係については各作目の達成目標の中で主要な課題を位置付け。〕



研究開発の計画

高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針 (平成15年7月告示) 今回変更を検討

農業機械化の促進を図るため、農業機械化促進法に基づき概ね5年ごとに策定。

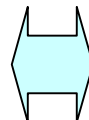
試験研究の対象とすべき高性能農業機械
(生研センターで実施する農業機械等緊急開発事業
(緊プロ)の課題を記載。)

実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械
高性能農業機械の導入条件

農林水産研究基本計画 (平成17年3月技術会議)

公的試験研究機関、大学、民間、独法等により推進される我が国の農林水産業及び関連産業に係る研究開発全体の計画。

〔数値目標を含めて、5年後、10年後の達成目標を明示。〕



反映

注) □内は、今回、審議会において調査審議する事項

反映

独法の計画

研究機構等統合新法人中期目標・中期計画(平成18年4月策定予定)

独立行政法人が5年間に達成すべき業務運営に関し、独立行政法人通則法に基づき国が定める中期目標と中期目標を達成するために独立行政法人が定める中期計画。

〔(現行)農業・生物系特定産業技術研究機構の中期目標・中期計画において、生研センターが実施する農業機械化促進業務を明示。〕